

やんばらあ〜わっせ 2015年7月 第32号

「沖縄県障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」現状と課題

さ がつ にち おきなわけんそうごうふくし いっぱんしゃだんほうじん
去った7月12日に沖縄県総合福祉センターゆいホールにて一般社団法人

なはしんたいしょうがいふくしきょうかい しゅさい しょうがい ひと ひとともく
那覇市身体障害福祉協会が、主催する「障害もある人もない人も共に暮らし

しゃかい じょうれい きちようこうえん さんか
やすい社会づくり条例」の基調講演とパネルディスカッションに参加してきました。

じょうれい おお しみん しょう ひと じぎょうしゃ だんたい けんぎかい けん
この条例は、多くの市民や障がいのある人、事業者、団体、県議会、県

ぎょうせい おお ひと どりよく わたし く おきなわけん さべつ ぎやくたい
行政など多くの人の努力、また、私たちが暮らす沖縄県を「差別や虐待がない

しゃかい きょうつう おも つく
社会にしなれば」という共通の思いから作られてきました。

じょうれい しょう りゆう さまざま こんなん あ ひとびと じょうきょう
この条例は、障がいを理由として様々な困難に遭っている人々の状況があり、

しょうがい ひと ひとともく しゃかい む きほんりねん
そのため障害のある人もない人も、共に暮らしやすい社会をつくることに向けて基本理念

さだ けん せきにな ん ぎむ けんみん やくわり あき ないよう
を定め、県の責任と義務、また県民の役割を明らかにした内容になっています。

さべつ けん さまざま ぶんや おこな しえん けいかくてき すいしん
また差別などをなくすため県が様々な分野で行う支援などを計画的に推進するこ

けんみん しょう わ へだ しゃかい たいどう
とにより、すべての県民に障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、社会の対等な

いちいん あんしん く きょうせいしゃかい しゃかい じつげん
一員として安心して暮らすことができる共生社会「インクルーシブ社会」を実現させ

じょうれい もくてき わたし けんみんいちにいちにん じょうれい し
ることがこの条例の目的であり、私たち県民一人一人が、まずこの条例を知る

しょうがい ひと ひと いちにち はや きょうせいしゃかい じつげん めざ
ことで、障 害のある人もない人も、一日でも早い共 生 社会の実 現を目指すとい

もくてき こんかい きちようこうえん かいさい なか おきなわけん せいかつ
う目的で、今 回の基 調 講 演が開 催されました。その 中 で 沖 縄 県 こども 生 活

ふくし しょうがい ふうし かしゆじ さきはら し こうえん ふくし そうだん
福祉部 障 害 福祉課主 事 崎 原 かわり氏の 講 演 では、福祉サ-ビスについでの、相 談 が

おお よ どうじしゃ りかい ていきょう おこな
多く寄せられているデータがあり、当 事 者 のニ-ズを理 解 しないまま、サ-ビスの 提 供 を 行 う

げんざい おこな おも
ということが、現 在 も 未 だ 行 われているのだと思 いました。

ぎょうせい かん どうじしゃ せいかつ りかい ぶそく げんいん かん
これは、行 政 機 関 が 当 事 者 の 生 活 の理 解 不 足 が 原 因 だ と 感 じ ま し た 。 そ も そ も

ふくし しょう した かた にちじょうせいかつ だれ さべつ へんけん ちいき
福祉のサ-ビスは 障 がいをもつ 方 の 日 常 生 活 が 誰 も が 差 別 や 偏 見 な く 地 域 で

ふつう く おく かんてん しょうがい
普通の暮らしを送る(マライゼ-ション) た め に あ る は ず な の で す 。 そ う い っ た 観 点 か ら 、 障 害

りかい じゅうよう かん じょうれい だい じょうけん しょうがい
を理 解 してい く こと が 重 要 だ と 感 じ ま し た 。 ま た 、 案 例 の 第 3 3 条 「 県 は 、 障 害 の

ひと じこ かなか だいたい しゅたい てき かいけつ ちから ともど また たか
ある 人 が 自 己 の 抱 え る 課 題 を 主 体 的 に 解 決 す る 力 を 取 り 戻 し 、 又 は 高 め る た め 、

どうよう けいけん ゆう しょうがい ひとどうし もんだい かいけつ そうだんたいせい
同 様 の 経 験 を 有 す る 障 害 の あ る 人 同 士 に よ る 問 題 解 決 の た め の 相 談 体 制

じゅうじつ ひつよう しさく こう
の 充 実 に 必 要 な 施 策 を 講 ず る も の と す る 。 」

どうじしゃ ぶんや さんか けいけん ちから
それは 当 事 者 の エ ン パ ワ-メ ン ト で あ り 、 あ ら ゆ る 分 野 で 参 加 で き 、 経 験 し て 力 を つ け て

しさく ひつよう おも たと ぎょうせい おこな しさく なか
い け る よ う な 施 策 を し て い く 必 要 が あ る と 思 い ま す 。 例 え ば 、 行 政 が 行 う 施 策 の 中 に

おな けいけん も しょう ひと ぐわ そうだんたいせい もんだい かいけつ
同 じ 経 験 を 持 つ 障 がい の あ る 人 が 加 わ る 相 談 体 制 が あ れ ば 、 そ の 問 題 解 決

しょう ひと てきたちば かいけつ おも しょう どうじしゃ かた
が 障 がい の あ る 人 の ピ ア 的 立 場 で 解 決 し て い け る と 思 う の で 、 障 がい 当 事 者 の 方

があることが重要だと感じます。

また現在、総合支援法の相談計画の中で、相談員がプランを立てる方法もありますが、本人が希望する内容のサービスを選び活用していくセルフプランもできます。しかし、市町村の考え方の違いでセルフプランではなく、相談計画事業所に入れてプランを作してほしいと言われることもあるそうです。セルフプランは、本人がサービスを調べ、どういったものかを知り、どういうふうに活用したらいいかと考え、エンパワーメント力をつけていく場でもあると思うのですが、これができないという市町村もあるという。これは、条例の第33条や、権利条約の第19条の自立した生活及び地域社会への包容の)地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの独立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービスの支援を含む。)を障害者が利用する機会を有する事。と記載されている様に、障害のある人の権利権限が失われているのではないか。この、条例や条約を活用していけば、あらゆる分野で障害のある人が障害のない人と同様の力をつけていけるような環境社会)に変わっていくと思います。

① 差別を理由とする不利益な取り扱い

条例における不利益な取り扱いとは、日常生活・社会生活について、下記に

しめ ぶんや ぐたいてき かが きんし
示す10の分野における「してはならないこと」を具体的に掲げ禁止しています。

じょうれい つぎ ぶんや さべつ きんし ぐたいてき か
条例では次の10分野における差別の禁止について具体的に書かれています。



ひつよう ごうりてき はいりよ ふていきよう
② 必要かつ合理的な配慮の不提供

しょう ひと なん はいりよ もと いし ひようめい ばあい ふたん
障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担にな

はんい しゃかいてきしょうへき とのぞ ひつよう てきせい へんこうおよび
りすぎない範囲で、社会的障壁)を取り除くために、必要かつ適正な変更及び

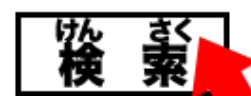
ちようせい おこな もと はいりよ はいりよ おこな しょう
調整を行うことが求められます。な配慮) こうした配慮が行われないことで、障が

ひと けんりえき しんがい ばあい さべつ あ
いのある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

しょう ひと ぎゃくたい きんし
③ 障がいのある人への虐待の禁止

しょう ひと たい ぎゃくたい
障がいのある人に対し、虐待をしてはいけません。

じょうれい ぜんぶん おきなわけん かくにん
※ 条例の全文は沖縄県のホームページで確認できます。



がつ にちぎのわんし じりつせいかつ しょうがい ひと ひと
6月19日 宜野湾市にある自立生活センター・イルカにて障害のある人もない人

かがや じょうれい かい しゅさい しょうがいしゃけんりじょうやく
もいのち 輝く条例づくりの会が主催する障害者権利条約がつくられてきた

かてい ふ かえ にっぽんかいぎ さいたかのり まね わたし いちにん
過程を振り返るといことで、DPI日本会議の崔栄繁さんを招き、私たち一人

じょうれい つか なに かんが べんきょうかい べんきょうかい さんか
ひとりが条例を使って何をするかを考える勉強会があり、勉強会の参加

しゃ めいほど
者は50名程でした。

わたしたち とく いんしょう のこ きょういく しょうがいしゃけんりじょうやく
私達が特に印象に残ったのはインクルーシブ教育と障害者権利条約14

じょう じゅう はくだつ
条の自由の剥奪です。

じょうやく じょう きょういく ていやくこく きょういく
条約24条のインクルーシブ教育システムでは、締約国は教育についての

しょうがいしゃ けんり みと さだ しょうがいしゃ せいしんてき しんたいてき
障害者の権利を認めることを定めています。障害者が精神的・身体的な

のりよくとう かろう かぎ さいだいげん はったつ じゅう しゃかいてき こうかてき さんか
能力等を可能な限り最大限まで発達させ、自由な社会的に効果的に参加

こと かろう どう もくてき ていやくこく しょうがいしゃ ほうよう
する事を可能とすること等を目的として、締約国は障害者を包容するあらゆる

だんかい きょういくせいど しょうがいがくしゅう かくほ けんり
段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。また、その権利の

じつげん あ しょうがい もと いっぽんてき きょういくせいど はいじょ
実現に当たり、障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、

ここ しょうがいしゃ ひつよう ごうりてきはいりよ ていきょう どう さだ
個々の障害者にとって必要な『合理的配慮』が提供されること等を定められて

しょうがい も じどうせいと しょうがい りゆう ちいき がっこう つうがくでき
いますが、障害を持った児童生徒が障害を理由とし、地域の学校に通学出来な

きょういくいんかい しゅうがくそうだん おこな げんじょう
い。または教育委員会に就学相談を行わなければならない現状があり、

しゅうがくさきけつていけん あ かた しゅうがくきじゅん がいとう こども げんそく とくべつしえん
就学先決定権の在り方で就学基準に該当する子供は原則、特別支援

がっこう しゅうがく ほんらい ちいき がっこう ざいせき こと のぞ
学校に就学となっています。本来、地域の学校に在籍する事が望ましいのです

きょういくいんかい ほんだん ほんにん きぼう そ ほんだん ばあい
が、教育委員会の判断で本人の希望に沿わない判断がされる場合があります。
す。

しゅうがくさきけつてい ほんにんしゅたい かぞく どうい した おこな
就学先決定は本人主体で家族の同意の下で行わなければならないはずなの

おお しちようそんきょういくいんかい せつち しゅうがくけつていさき あ かた
に、多くの市町村教育委員会に設置されている就学決定先の在り方が

もんだい とくべつしえんがっこう ぶんりきょういく せいど きょういくきょういく
問題で、特別支援学校への分離教育の制度をインクルーシブ教育(教育)に

あらた こくれん ぜせいかんこく で
改めなければ、国連から是正勧告が出るでしょう。

しょうがい ぶんり きょういく しゅうがくさき
障害があるから分離するというはインクルーシブ教育ではありません。就学先

けつていけん しちようそんきょういくいんかい ほんにん こた
決定権が市町村教育委員会にあり本人のニーズに応えられないことは

もんだい じっさい しゅうがく ほんにん しゅうい にんげん ほんにん
問題で、実際に就学するのは本人なのに周囲の人間が本人のニーズを

むし ぶんり こと まちが がっこうきょういくほうしこうれい じょうかいせい がつ
無視して分離する事は間違っています。学校教育法施行令5条改正10月

しこう げんそくぶんり きほんほう りねん もと そうごうてきはんだん
施行)で「原則分離」から基本法の理念に基づいた「総合的判断へ」となっていま

す。原則インクルーシブ教育体系にはもう一歩なので、これから就学先決定

けん あ かた と かんてん おきなわけんぎかい ぶんきょうこうせい
権の在り方が問われるべきで、そういった観点から沖縄県議会の文教厚生

いいん きょういく しさつ おも
委員はイタリアのインクルーシブ教育を視察してきたと思います。

おきなわけん そうきゅう とく けんぎかい けんきょういくちよう ま こ とく おこな
沖縄県は早急な取り組みを県議会や県教育庁を巻き込み取り組みを行

ひつよう おも しょうがい ひと じん ともく
う必要があると思います。そうでなければ障害のある人となない人が共に暮らすインクル

しゃかい とうぜん きょういく じつげん じょうやく
ーシブ社会にもなりませんし、当然インクルーシブ教育も実現しません。また、条約

じょう じゅう はくだつ せいしんしょうがい りゆう しゃかいてきにゆういん もんだい
14条の自由の剥奪では精神障害を理由とする社会的入院が問題

ちょうきにゆういんしゃ ちいきいこう しょうかいげんとう にゆういん
で、長期入院者の地域移行や処遇改善等、ただだと入院させないルールを

つく ひつよう
しっかり作る必要があります。

とく いりょうほごにゆういん しゃかいてき
特に医療保護入院で社会的

にゆういん たすう
入院になっているケースが多数あり、

かぞく しょうだく たいいん
家族の承諾がないということで退院が

でき げんじょう ぎやく ほんにん ちょうき
出来ない現状や逆に本人が長期

にゆういん せいかつ ちいき
入院の生活になれてしまい地域に

もど びょういん かが こ
戻らないで病院が抱え込みをしてしまっ

ていることがあると思います。地域移行する

せいかつかんきょう せいび しゅうい
には生活環境の整備や周囲の

しょうがいとくせい たい りかい いこ ば
障害特性に対する理解・憩いの場

とうふくしせいど かんきょう
等福祉制度やサポートできる環境を

せいび ひつよう
整備する必要があります。また、

しゅうぎょうとう しゃかいせいかつ
就業等の社会生活において

ひつよう つういんじかん きゅうけい かくほ にんげんかんけい こうちく
必要なのは、通院時間や休憩の確保、人間関係の構築にむずかしさがありソ



てき はいりよ ひつよう ばあい おお
ト的な配慮が必要な場合が多いです。

せいしんびょういん へいきんにゆういんにつすう にっほん にち ねん
精神病院の平均入院日数は、日本は330日ではぼ1年、アメリカ9

にち にち にち おうべい くら ばい ばい なが
日、イギリス86日、ドイツ40日と、欧米に比べて4倍から30倍も長いです。

まん せいしんしょうがいしゃ まんにん にゆういん はんすうちか ねんいじょう
217万の精神障害者のうち34万人が入院し、半数近くが5年以上

にゆういん にっほん せいしんしょうがいしゃ ちいき く けんり
の入院です。日本の精神障害者は地域に暮らせる権利はなないのでしょうか？

けんじょうしゃ ちいき あ まえ く よう しょうがいしゃ ちいき く けんり
健全者が地域で当たり前暮らしている様に障害者も地域で暮らす権利がありま

せいしんしょうがいしゃ びょういん ちょうきにゆういん あ まえ ちいき く
す。精神障害者も病院に長期入院するのではなく当たり前地域で暮らす
べきです。

たし びょういん ちょうき わた にゆういん さ ちいき
確かに病院に長期に渡って入院しているとQOL・オブ・ライフ) が下がり、地域

せいかつ もど あ しゃかい しょうがい
生活に戻るにはかなりハードルが上がってきます。しかし、インクルーシブ社会では障害

しゃ けんじょうしゃ とも く こと うた しょう うむ かんけい きょうせい
者も健全者も共に暮らす事が謳われています。障がいの有無に関係なく共生

しゃかい しょうがいしゃ こうれいしゃ みらい い こども く
できる社会は障害者だけではなく高齢者や未来を生きる子供たちも暮らしやすい

しゃかい
社会になるのではないのでしょうか。

ぬ わたしたち き
Nothing about us without us抜きに私達のことを決めないで！) をテーマにインクルー

しゃかい かつどう がんば おも べんきょうかい
シブ社会をめざしてこれからも活動を頑張りたいと思った勉強会でした。

6月24日から26日の3日間にわたり、JIL全国セミナーと総会が仙台でありま

した。そのころ沖縄では毎日たいへん暑い日が続いていましたので、仙台のやわらかい

日差し、風の涼しさは我々にとってたいへん気持ちのよいものでした。

研修1日目最初のプログラムは、呼吸器を使って地域で生活している人たちの

生活取材したドキュメンタリー映画「風は生きよという」の上映会でした。映画に

出演していた方々のように重度の障害があっても呼吸器を使用して地域で

生活している様子は、まだ施設や病院で暮らしている呼吸器ユーザーの方や自宅に

ひきこもりがちな人たちにとって大きな励みになると思われました。また映像に映っていないと

ころでの苦しいこともたくさんあるだろうとも思いました。海老原さんは自分の宿命をしずかに

見さだめていて、それでいて元気に生きているという感じがしてかっこいい人だと思われました。

次に障害福祉サービスにおける最新の動きの報告や訪問系サービスの国庫

負担基準制度についての説明と各地のセンターの活動報告がありました。インクルー

シブ社会の実現への歩みはとて小さくて地味な活動の積み重ねですが、全国の

センターが各地域でロビー活動や市町村役場での説明を行っているため少しずつ

ですが確実に成果が上がっていることがわかりました。われわれCILの人間たちは小さな

しごとをおも、ぜんごくなかま、ちからあ、仕事をコツコツやるのでえらい、とあらためて思いました。そして全国の仲間たちが力を合わ

しごと かん かくち おも
せて仕事をしていることが感じられるのでみんなが各地でがんばれるのだと思いました。



こんかい けんしゅう かいじょう うし
今回の研修では、会場の後ろ

かた かお
の方からいつもコーヒーのいい香りがしてい

ました。メインストリーム協会のみなさんが

も い けんしゅう にちめごぜん
コストリカから持ってきたコーヒーを入れてみんなにふるまっていたからです。研修2日目午前

ちゅうべい じりつせいかつ かつどうほうこく こんかい
のプログラムは 中米コストリカの自立生活センターモルフォの活動報告でした。今回

けんしゅう うみ こ だいひょう
の研修では、いつもの海を越えてはるばるコストリカから代表のレイスさんがいらっしゃっ

せつりつ いた くる しゅぎょうじだい せつりつご かつどうほうこく おこな
ていてセンター設立に到るまでの苦しい修行時代と設立後の活動報告を行

せつりつご お さまざま くなん きむ ぜんぜん
いました。そして設立後に降りかかる様々な苦難によって金が全然ないことをさわやかに

うった かいじょう かお りゆう
訴えていました。会場にたまたまよい香りのコーヒーの理由はモルフォがコストリカでの

かつどうしきん あつ はんばい ふくろ か
活動資金を集めるためにコーヒーを販売していたからでした。わたしも2袋だけ買いまし

とお かいがい きょうりよく き
た。そして遠い海外のセンターに協力できた気がしてうれしくなりました。

ごご いいんかい はつびょう たいせつ
午後からはピア・カウンセリング委員会の発表でした。ピアカのなかでいちばん大切な

さべつ き し じこしんらい かいふく しゃかいへんかく
ことはまず差別に気づくこと、ということを知り、そのことが自己信頼の回復～社会変革

につながるがよくわかりました。

つぎ かくちいき かつどう かつぱつ じょうれい おきなわ
次に、各地域で活動が活発になってきている条例づくりについて、沖縄、

くまもと とちぎ はつびょう
熊本、栃木のセンターからそれぞれ発表がありました。

けんしゅうさいしゅうび じぎょうほうこく あたら じょうにんいん はつびょう
研修最終日はJILの事業報告と新しい常任委員の発表でした。そし

さいご こんかい けんしゅう も しきんあつ
て最後に今回の研修のためにコスタリカから持ってきた資金集めのためのコーヒーが

かんばい はっぴょう かいじょう
完売したという発表があり、会場

ちゅう おお はくしゅ
中が大きな拍手につまれました。

